

## ◎児童福祉法等の一部を改正する法律

(平成二〇年二月三日法律第八五号)

### 一、提案理由

(平成二〇年一月二二日・衆議院厚生労働委員会)

○舛添国務大臣 たいいま議題となりました児童福祉法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国における急速な少子化の進行、児童虐待等の問題にかんがみ、次代の社会を担うすべての子供が健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることが喫緊の課題となっております。

このような状況を踏まえ、地域における子育て支援の充実、要保護児童等に対する支援の強化、地方公共団体及び事業主の取り組みの強化等の措置を講ずることにより、総合的な次世代育成支援対策を推進することとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律

第一に、地域における子育て支援の充実であります。サービスの質を確保しつつ事業の普及促進を図るため、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び家庭的保育事業を児童福祉法に位置づけるとともに、都道府県による指導監督を行うこととしております。

第二に、要保護児童等に対する支援の強化であります。

養子縁組を前提としない養育里親の制度化等の里親制度の見直し、小規模住居型児童養育事業の創設など、要保護児童に対する家庭的環境における養育の充実を図ることとしております。

また、児童養護施設の職員等が入所児童等に対して行う被措置児童等虐待について通告義務を設けるとともに、都道府県は通告等を受けたときは必要な措置を講ずることとしております。

第三に、地方公共団体及び事業主の取り組みの強化であります。

地方公共団体の取り組みについては、市町村行動計画において保育の実施の事業等に係る目標等を定めるに当たつての参酌標準を国において設定することとしております。

また、事業主の取り組みについては、一般事業主行動計画の

策定等の義務づけの範囲の拡大、当該計画について策定等の義務が課せられる一般事業主に対する公表及び労働者への周知の義務等を規定しております。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き平成二十一年四月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

## 二、衆議院厚生労働委員長報告

(平成二〇年一月一四日)

○田村憲久君 ただいま議題となりました児童福祉法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、次代の社会を担うすべての子供が健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、地域における子育て支援の充実を図るため、乳児家庭全戸訪問事業及び家庭的保育事業等を法律上位置づけること、

第二に、要保護児童等に対する支援の強化を図るため、養子縁組を前提としない養育里親の制度化及び小規模同居型児童養育事業の創設を行うとともに、児童養護施設の入所児童等に対する虐待を防止するための規定を設けること、

第三に、次世代育成支援の強化を図るため、事業主行動計画の策定の義務づけの範囲を拡大すること等であります。

本案は、去る十一月十一日本委員会に付託され、翌十二日舛添厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、本日採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

## 三、参議院厚生労働委員長報告

(平成二〇年一月二六日)

○岩本司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国における急速な少子化の進行、児童虐待等の問題にかんがみ、次代の社会を担うすべての子供が健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、子育て支援

の充実、要保護児童に対する家庭的環境における養育の充実、地方公共団体及び事業主の取組の強化等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、次世代育成支援策の推進、家庭的保育における質の確保の必要性、社会的養護の充実強化、児童虐待の現状及びその防止策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二〇年一月二五日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、社会的養護を担う人材の確保とその質の強化を図ること。
  - 二、児童養護施設等で生活する児童のプライバシーが十分に確保できるよう、施設整備の要件について検討すること。
- 右決議する。